

岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付要綱

岐南町いきいきサロン活動等助成事業実施要綱(平成28年)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、地域貢献やボランティア活動に高い意欲を持つ地域住民により構成された団体が、その地域で見守り活動や助け合い活動、サロン活動等の生活支援サービスを実践するために、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体等)

第2条 交付対象団体は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 地域に密着した活動を自発的、かつ、主体的に行うおおむね5人以上で組織された団体であること。
 - (2) 団体に代表者及び会計を置いていること。
 - (3) 定款、規約、会則又はこれらに類するものを定めていること。
 - (4) 活動に関する保険に加入していること。
 - (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、交付対象団体及びボランティア員が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付しない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有するとき。

(交付対象事業等)

第3条 助成金の交付対象事業、交付対象となる経費及び交付上限額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、事業の全部又は一部について、国、県又は他の団体から助成を受けている事業については、その事業の全部又は一部を交付事業の対象としないものとする。

(交付金の交付申請等)

第4条 別表の事業による助成金の交付を受けようとする団体は、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付申請書(様式第1号)を下表に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

	事業計画書	予算書	ボランティア名簿
見守り事業	様式第2号-①	様式第3号-①	様式第4号
助け合い事業		様式第3号-②	
サロン事業	様式第2号-②	様式第3号-③	
高齢者はつらつ事業		様式第3号-④	
サロン事業新規開設助成金			
歳末見守り訪問事業	様式第2号-①	様式第3号-⑤	

- 2 会長は前項の申請の内容を審査し、かつ、事業の評価を行うため審査会を設置する。審査会の組織及び運営に関しては会長が別に定める。
- 3 会長は、同条第1項の規定による交付申請があった場合は、審査会の審査に基づき助成金を交付すべきと認めるときは、交付の決定を行い、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付決定通知書(様式第5号)により決定通知をするものとする。
- 4 前項の規定により交付が決定した団体(以下「助成団体」という。)は岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付請求書(様式第6号)により会長に助成金交付額の一部又は全部を請求することができる。
- 5 会長は、助成金交付請求額を交付する。

(交付対象事業の変更・中止・廃止承認申請)

第5条 助成団体が、第4条第3項による交付決定を受けた後において、当該事業の計画の内容を変更しようとする場合は、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金変更承認申請書(様式第7号)により会長に変更承認申請を行い、その承認を受けるものとする。ただし、助成事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定の助成金額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- 2 助成団体が、第4条第3項による交付決定を受けた後において、事業計画内容を中止又は廃止しようとする場合は、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金中止(廃止)承認申請書(様式第8号)により会長に承認申請を行い、その承認を受けるものとする。
- 3 会長は、前2項の規定による申請があった時は、当該申請内容を審査の上、承認の可否を決定し、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金(変更・中止・廃止)決定通知書(様式第9号)により助成団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 助成団体は、当該事業が終了した日から起算して10日を経過した日又は当該事業年度の年度末のいずれか早い日までに、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金実績報告書(様式第10号)に下表に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。ただし、歳末見守り訪問事業は、当該事業年度の1月15日までに決算書(様式第12号-⑤)に領収書等、名簿を添付して会長に提出しなければならない。

	事業報告書	決算書	領収書等	名簿
見守り事業	様式第11号-①	様式第12号-①	○	○
助け合い事業		様式第12号-②	○	○
サロン事業	様式第11号-②	様式第12号-③	運営費は不要	○
高齢者はつらつ事業		様式第12号-④	○	
サロン事業新規開設助成金				
歳末見守り訪問事業	様式第11号-①	様式第12号-⑤	○	○

上表に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第7条 会長は、前条の実績報告を受けた時は、交付すべき助成金額を確定し、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金額確定通知書(様式第13号)により助成団体に通知するものとする。

2 助成団体は前項の規定により返還金額が生じた場合は、本会に返還しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第8条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により助成金を受け取ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が助成金の交付を適当でないとしたとき。

2 会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金決定取消通知書(様式第14号)により助成団体に通知するものとする。

(帳簿等の整備)

第9条 助成団体は、交付事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、交付事業の完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付要綱の規定は施行日以後に交付の新規申請をした団体について適用し、施行日前に交付の申請をした団体については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

交付対象事業	交付対象経費	交付上限額	備考	
見守り事業 見守りや戸別訪問の実施、 支援が必要な高齢者等の発 見及び生活相談に関する事 業	諸謝金 旅費交通費	30,000 円	什器備品はおおむね5,500 円以内	
	消耗品費 什器備品費 印刷製本費 通信運搬費			
	食糧費			食事会 1人あたり550 円以内 年1回までを対象
	会議費			スタッフ会議 1人あたり220 円以内
	賃借料			
	感染予防費	2,000 円	事業申請団体に 2,000 円交付 領収書の提出は不要	
助け合い事業 日常生活の中での簡易な生 活支援に関する事業	諸謝金 旅費交通費	40,000 円	什器備品はおおむね5,500 円以内	
	消耗品費 什器備品費 印刷製本費 通信運搬費			
	会議費			スタッフ会議 1人あたり220 円以内
	賃借料			
	感染予防費			2,000 円
	サロン事業 地域交流の場づくりに関す る事業	運営費	30,000 円	参加者数×100 円
賃借料		24,000 円	空き家活用に限る	
感染予防費		2,000 円	事業申請団体に 2,000 円交付 領収書の提出は不要	
高齢者はつらつ事業 高齢者が参加するサロンで 外部講師を招いて行う講座 や健康づくり及び介護予防 の推進に関する事業	諸謝金 旅費交通費	30,000 円	講座等に直接必要な材料費 什器備品はおおむね5,500 円以内	
	消耗品費 什器備品費 印刷製本費 通信運搬費 賃借料			

<u>サロン事業新規開設助成金</u> サロン新規立ち上げ準備の経費	20,000 円	サロン新規立ち上げのために必要な備品や消耗品、食料等の購入費 関係者会議の食事は対象外	
<u>歳末見守り訪問事業</u>	手土産代	共同募金配分金の予算により決定	手土産代 1人あたり550 円以内